

令和5年度館山ブランド認定品募集要項

館山市では「食のまちづくり」を標榜しており、館山市産の優れた農水産物や加工食品を館山ブランド認定品として認定し、広くその魅力をPRするため、令和3年度より館山ブランド認定品事業を実施しています。令和5年度の認定について、以下の通り募集します。

申請受付期間

令和5年6月19日(月)～12月15日(金)

対象事業者

館山市内で農業・林業、漁業、製造業、卸売業、小売業等を営む個人、法人又は団体。なお、団体については、館山市内で事業を営む個人又は法人が含まれている場合対象としますが、認定対象となるのは団体内の館山市内の方のみとなります。

対象品目

【一次産品】(1)～(3)全てに該当する必要があります。

- (1) 館山市内で生産されたもの。なお、複数の生産地で生産されている場合は、館山市内で生産された産品が含まれていれば対象とします。
- (2) 栽培基準又は出荷基準等の規格を定めているもの。
- (3) 生産履歴を記録しているもの。なお、自然条件の中で採取や漁獲される一次産品は生産履歴を必要としません。

【加工食品】(1)を満たし、かつ(2)又は(3)に該当する必要があります。

- (1) 館山市内で生産された原材料を1つ以上使用しているもの。
- (2) 館山市内に本店又は支店を持つ事業者が販売しているもの。
- (3) 館山市内に存する工場又は加工場で製造されたもの。なお、複数の工場又は加工場で製造されている場合、館山市内に存する工場又は加工場が含まれていれば対象とします。

申請方法

館山ブランド認定品申請書(第1号様式)及び館山ブランド認定に係る誓約書(第2号様式)に所定事項を記入し、食のまちづくり推進課へ郵送又は持参にて提出してください。

様式は市ホームページからダウンロードしていただくか、食のまちづくり推進課にてお受け取りください。

<提出先>

・郵送の場合

〒294-8601 館山市北条 1145-1 館山市役所食のまちづくり推進課あて
※<館山ブランド認定品申請>と封筒表面に朱書きすること。

・持参の場合

館山市役所本館 3階 食のまちづくり推進課まで
(平日 8 時 30 分から 17 時 00 分)

※申請に際しては、食のまちづくり推進課へ事前相談の上申請してください。

審査方法

館山ブランド認定基準に基づき、次の通り審査を行います。

一次審査：「たてやま食のまちづくり協議会」による書面審査

二次審査：「たてやま食のまちづくり協議会」によるプレゼンテーション審査
(委員に対し、申請者自身でプレゼンテーションをしていただきます)

審査スケジュール予定

申請 随時

一次審査 偶数月(8.10.12月)

二次審査 奇数月(9.11.1月)

結果発表 二次審査後 1 か月程度

その他

・一次産品や加工食品の生産時期がこの期間外のものであって、前年以前の実績等で審査が可能であるものは対象となります。

(令和 6 年度以降も公募を予定していますが、募集日程は現在未定です。)

・申請に際しては、必ず館山ブランド認定要綱をご確認の上、申請してください。
館山ブランド認定要綱は、市ホームページからご確認いただくか、食のまちづくり推進課でお受け取りください。

お問い合わせ

館山市経済観光部食のまちづくり推進課

館山市北条 1145-1

TEL：0470-29-5385

FAX：0470-23-3115

MAIL：shokumachi@city.tateyama.chiba.jp